

高知県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達甲）

（平成 28 年 3 月 25 日組対発第 141 号）

（概要）

この要綱は、県警察の全部門が一体となって犯罪組織の実態を的確に把握し、組織犯罪対策及び犯罪インフラ対策を総合的に推進することにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的として制定したものです。